



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課） 1
- 救急病院の告示（医療政策課） 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2
- 県営都市公園の利用料金の承認（都市公園課） 2
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の通知・4件（道路管理課） 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 5

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 6

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告（県立八重山病院） 8

教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 10

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・6件 10
- 使用の裁決手続開始の決定・3件 14

その他

- 行政書士試験の実施 16

告 示

沖縄県告示第276号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を令和6年7月12日から同月26日までの間、沖縄県環境部自然保護課並びに名護市役所本庁舎及び久志支所において縦覧に供する。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保全利用協定の名称 大浦川地区保全利用協定
- 2 協定区域 マングローブ林、遊歩道及び農道を含む大浦川周辺並びに大浦集落内及びわんさか大浦パーク敷地内
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 カヤック、スタンドアップパドルボード及び散策等での自然観察
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 株式会社わんさか、おきなわさんぼ、K a y a k c l u b、ホールアース自然学校沖縄校がじゅまる自然学校、ONE OCEAN（ワンオーシャン）及びじゅごんの里
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書

を提出することができる。

沖縄県告示第277号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
 令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
牧港中央病院	浦添市字牧港1199番地	医療法人博愛会	令和6年7月15日	令和9年7月14日

沖縄県告示第278号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和6年7月12日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和6年7月13日から同年9月16日まで
- 4 観覧料の額
 自主事業企画展「明和電機 ナンセンスマシーン展in沖縄」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,300円	1,100円
	大学生及び高校生	1,100円	900円
	中学生及び小学生	600円	500円
	3歳以上	200円	150円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」、「中学生及び小学生」及び「3歳以上」のいずれにも該当しない者（3歳未満の者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「3歳以上」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 - 5 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第279号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり首里城公園の利用料金を承認した。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 首里城公園
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和6年7月1日

4 利用料金の額

駐車場

区分	利用料金の額
大型車	2時間以内の利用の場合 30分ごとにつき600円 2時間を超える利用の場合 2,400円
小型車	1時間以内の利用の場合 400円 1時間を超え2時間以内の利用の場合 30分ごとにつき200円 2時間を超える利用の場合 800円

(注)

- 「大型車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車をいう。
- 「小型車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。

沖縄県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和6年7月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 道路の種類 国道
- 路線名 330号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市寄宮1丁目313番5から 那覇市与儀1丁目585番49まで	20.0m ~ 74.4m	281.5m
新	那覇市寄宮1丁目313番5から 那覇市与儀1丁目585番49まで	20.8m ~ 74.4m	281.5m

沖縄県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和6年7月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 道路の種類 県道
- 路線名 真地泉崎線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市与儀1丁目585番16から 那覇市与儀1丁目585番63まで	25.0m ~ 61.6m	141.0m
新	那覇市与儀1丁目585番16から 那覇市与儀1丁目585番63まで	25.0m ~ 61.8m	141.0m

旧	那覇市樋川1丁目458番から 那覇市樋川1丁目458番1まで	30.2m ~ 33.4m	21.1m
新	那覇市樋川1丁目458番から 那覇市樋川1丁目460番まで	28.0m	21.1m

沖縄県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町字与那国地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年3月26日から同年8月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 嘉手納町字屋良地区内
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年6月17日から同年10月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市字栄野比から同市字安慶名まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年5月24日から令和7年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年6月17日から令和7年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成、MMSデータ計測及び数値地形図データ）

沖縄県告示第286号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年7月12日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年6月13日
- 3 指定に係る道路の位置 北谷町字吉原桃原587番4及び589番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 30.16メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル～4.27メートル

沖縄県告示第287号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和6年7月12日

沖縄県宮古土木事務所長 上 原 正 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年6月14日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原ウエバリ509番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 51.12メートル
 - (2) 幅員 6.02メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年7月12日から同年11月12日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町役場庁舎内町民ロビーにおいて縦覧に供する。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 大嶺利夫
- 3 届出年月日 令和6年6月7日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 稲嶺充
変更後 大嶺利夫
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町役場庁舎内町民ロビーにおいて縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日

- (1) 4(1) 令和4年6月24日
(2) 4(2) 平成23年5月21日、令和4年5月28日及び令和6年2月16日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年7月12日から同年11月12日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済部商工水産課において縦覧に供する。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン糸満武富 糸満市字武富仲間田原146番地ほか5筆
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 鯉淵豊太郎
3 届出年月日 令和6年6月7日

4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) イオンタウン糸満武富
変更後 イオンタウン糸満武富
(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 琉球ジャスコ株式会社 代表取締役 栗本建三
変更後 イオン琉球株式会社 代表取締役 鯉淵豊太郎
(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済部商工水産課において縦覧に供する。)

5 変更の年月日

- (1) 4(1) 平成22年11月23日
(2) 4(2) 平成23年5月21日及び令和4年5月28日
(3) 4(3) 平成22年11月23日、平成23年5月21日及び令和4年5月28日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年7月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和5年11月28日
(2) 商号名 大悟建設株式会社
(3) 代表者名 与那覇悟
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1754番地1

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第11594号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月28日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和6年1月24日
- (2) 商号名 合同会社龍建
- (3) 代表者名 砂川祐也
- (4) 所在地 宮古島市平良字松原1305番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第13178号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年1月24日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和6年1月30日
- (2) 商号名 株式会社孝工業
- (3) 代表者名 田中孝尚
- (4) 所在地 浦添市経塚一丁目12番11号301
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第13056号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和6年1月31日
- (2) 商号名 望夢工房
- (3) 代表者名 森田睦男
- (4) 所在地 八重瀬町字富盛609番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第11589号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和6年2月1日
- (2) 商号名 有限会社黎明
- (3) 代表者名 仲眞良滋
- (4) 所在地 沖縄市古謝二丁目18番21号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第12454号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年2月1日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和6年2月2日
- (2) 商号名 有限会社大洋建設
- (3) 代表者名 新城顕治
- (4) 所在地 うるま市字宇堅901番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第5038号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年2月2日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和6年2月2日
- (2) 商号名 株式会社球建設

- (3) 代表者名 渡久地保雄
(4) 所在地 宜野湾市志真志一丁目13番18号101
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第12120号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年2月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和6年2月6日
(2) 商号名 新圧送
(3) 代表者名 津波古重正
(4) 所在地 糸満市字豊原480番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第11223号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年2月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和6年2月7日
(2) 商号名 有限会社昂工業
(3) 代表者名 仲宗根弘昭
(4) 所在地 糸満市字兼城826番地の60
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第10002号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年2月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和6年2月19日
(2) 商号名 株式会社共和
(3) 代表者名 大底京子
(4) 所在地 石垣市字真栄里307番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第717号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年2月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和6年2月22日
(2) 商号名 株式会社睦工業
(3) 代表者名 金城睦
(4) 所在地 うるま市石川東恩納963番地5 サンハイツ前原101号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第14651号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年2月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

令和6年7月12日

沖縄県立八重山病院長 和 氣 亨

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 調達物品名 沖縄県立八重山病院病院情報システム
(2) 内容

- ア 電子カルテシステム、部門システム、ネットワークシステム等の構築及び導入
 - イ システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定
 - ウ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定
 - エ システムの導入及び構築に関する業務の管理
 - オ システムの運用に必要な操作研修等の実施及び操作マニュアル等の整備
 - カ その他沖縄県立八重山病院が必要とすること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年9月30日まで
- (4) 稼動予定日 令和7年8月1日
- (5) 契約額の目安 1,580,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 納入場所 沖縄県立八重山病院
- 2 参加資格 プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) この公告の日から契約締結日までの期間において、沖縄県が定める入札参加停止の措置を受けている者ではないこと。
- (4) 病床数300床以上の病院において、電子カルテシステムを導入した実績があることを証明した者であること。
- 3 選定審査及び契約 プロポーザルに参加する者に対し、企画提案書の提出を求め、沖縄県立八重山病院病院情報システム事業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が調えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が調わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。
- 4 手続等
- (1) プロポーザル実施要領の配付期間及び配付場所
- ア 配付期間 この公告の日から令和6年8月29日（木曜日）まで
 - イ 配付場所 沖縄県立八重山病院ホームページ (<https://yaeyamaweb.hosp.pref.okinawa.jp>)
- (2) プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和6年8月2日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法 4(5)の場所に持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）とする。
- (3) 企画提案書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 令和6年8月8日（木曜日）から同月21日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法 4(5)の場所に持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）とする。
- (4) 企画提案書の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
- ア 日時 令和6年8月29日（木曜日）午前9時
 - イ 場所 沖縄県立八重山病院
 - ウ 審査結果 令和6年8月29日（木曜日）に書面で通知する。
- (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0002 石垣市字真栄里584番地1 電話番号0980-87-5557
- 5 その他必要な事項
- (1) 使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類は、返却しない。
 - イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。
- (3) その他 詳細は、プロポーザル実施要領による。

6 Summary

- (1) Subject matter of the proposal : Construction work and maintenance of Electronic medical records for Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital
- (2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m. August 2, 2024
- (3) Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m. August 21, 2024
- (4) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital
584-1 Maezato, Ishigaki City, Okinawa, 907-0002 Japan
Telephone 0980-87-5557

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年7月12日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第3号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項の規定にかかわらず」を「第1項に定めるもののほか」に改める。

別表第1 島尻学区の部西崎特別支援学校の項中「豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る」を「豊見城市立長嶺中学校区域を除く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・10号豊見城中央線（豊見城市字宜保前原地内から同市字高安西原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
豊見城市字高安前原	389番3	雑種地	雑種地	690	690.19	690.19

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
宜保賢榮	豊見城市字真玉橋268番地L Wレイクサイドステージ1110号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類

有限会社高安興業 取締役 宜保民子	豊見城市字高安389番地	使用借権
----------------------	--------------	------

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第18号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・10号豊見城中央線（豊見城市字宜保前原地内から同市字高安西原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
豊見城市字高安前原	389番4	雑種地	雑種地	99	99.01	99.01

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
宜保賢市	豊見城市字高安78番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
有限会社高安興業 取締役 宜保民子	豊見城市字高安389番地	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第19号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・10号豊見城中央線（豊見城市字宜保前原地内から同市字高安西原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
豊見城市字高安前原	390番	畑	雑種地	339	339.57	164.98	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK466、90、91、92、7L1、8L、8L+5、8L+8、8L+8W、8L+10、8L+15、8L1、86、87、88及びK466の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面

は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
金城愛子	那覇市字識名1200番地1 オアシス金徳305

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
有限会社高安興業 取締役 宜保民子	豊見城市字高安389番地	使用借権
株式会社龍友建設 代表取締役 大城清正	豊見城市字高安390番地	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・10号豊見城中央線（豊見城市字宜保前原地内から同市字高安西原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
豊見城市字高安前原	391番3	畑	雑種地	40	40.54	0.65	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の85、8L2、9L、9L1及び85の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
外間元佑	豊見城市字高安57番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
有限会社高安興業 取締役 宜保民子	豊見城市字高安389番地	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・10号豊見城中央線（豊見城市字宜保前原地内から同市字高安西原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
豊見城市字高安前原	392番3	畑	宅地	58	58.37	58.37

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
宜保忠	豊見城市字高安31番地	2分の1
宜保義一	豊見城市字高安31番地	2分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第22号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・10号豊見城中央線（豊見城市字宜保前原地内から同市字高安西原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
豊見城市字高安前原	別紙図面表示のK602、K600、K599、K598、K597、K466、88、87、86、8L1、8L2、85、9L1、M607、K609、X69及びK602の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域（別紙図面は、省略する。）	—	宅地	—	23.87	23.87

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所

豊見城市 豊見城市長 徳元次人	豊見城市宜保一丁目1番地1
--------------------	---------------

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
有限会社高安興業 取締役 宜保民子	豊見城市字高安389番地	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第23号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字仲西外間門原	379番1	雑種地	3.19	3.19	3.19

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
喜友名崇	沖縄市中央三丁目8番17号シティビューマンション503

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行 代表取締役頭取 川上康	那覇市東町2番1号那覇ポートビル	根抵当権 令和3年4月30日第7485号 令和3年4月30日第7486号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第24号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字仲西仲西原	53番	宅地	595.05	595.05	595.05

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
株式会社喜友名コーポレーション 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目7番28号	5分の1
株式会社喜友名興産 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号1F	5分の1
株式会社喜友名建設 代表取締役 喜友名崇	那覇市曙1丁目2番2号豊川ビル2-B	5分の1
株式会社KT 代表取締役 新屋満	那覇市曙1丁目2番2号豊川ビル2-A	5分の1
株式会社YH興産 代表取締役 屋宜博美	沖縄市園田三丁目8番13号	5分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行 代表取締役頭取 川上康	那覇市東町2番1号那覇ポートビル	根抵当権 令和2年12月4日第20613号 令和3年4月30日第7486号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

沖縄県収用委員会告示第25号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年7月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する那覇港湾施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
那覇市字鏡水箕隅原	455番	雑種地	443	443.11	443.11

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
株式会社LJ興産 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号1F	5分の1

株式会社K I 建設 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号1F	5分の1
株式会社L J 建設 代表取締役 喜友名崇	沖縄市中央三丁目8番17号シティビューマンション503	5分の1
株式会社竜建興産 代表取締役 仲本竜太	沖縄市古謝津嘉山町3番1号ネクスコート前吉103	5分の1
株式会社KR J 代表取締役 喜友名崇	沖縄市中央三丁目8番17号シティビューマンション503	5分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行 代表取締役頭取 川上康	那覇市東町2番1号那覇ポートビル	根抵当権 令和2年11月26日第30025号 令和2年12月11日第31826号 令和3年5月11日第12255号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年6月13日

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

令和6年7月12日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望 月 達 史

- 1 試験期日 令和6年11月10日（日曜日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 沖縄大学 本キャンパス 那覇市字国場555番地
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

- ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
- イ 行政書士の業務に関連する基礎知識（出題数14題） 一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行う。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する基礎知識」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

- ア 配布期間 令和6年7月29日（月曜日）から同年8月30日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- イ 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁7階)	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで

沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 (北部合同庁舎)	0980-52-2170	
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 (中部合同庁舎)	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎)	0980-72-2551	
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎)	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号 (沖縄県行政書士会館)	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求方法

- ア 請求期間 令和6年7月8日(月曜日)から同年8月23日(金曜日)まで(必着)
- イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒(角形2号:A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送すること。
〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- ウ 配布方法 イの手続により請求があったものについて、郵送により配布する。

5 受験申込み手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 令和6年7月29日(月曜日)から同年8月30日(金曜日)まで
※ 令和6年8月30日までの消印があるものを受け付ける。
- イ 申込方法 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、一般財団法人行政書士試験研究センター試験課に郵送すること。
※ 必ず郵便局の窓口において簡易書留郵便により郵送すること。
- ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

- ア 受付期間
 - (ア) 受付期間は、令和6年7月29日(月曜日)午前9時から同年8月27日(火曜日)午後5時までとする。
 - (イ) インターネットによる受験申込みは、令和6年8月27日(火曜日)午後5時で終了するため、同時刻までに入力を完了していない場合は、接続中(入力中)であっても申込みができないことに注意すること。
 - (ウ) 受付最終日(令和6年8月27日(火曜日))は、非常に混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるため、余裕を持って早めに申し込むこと。
 - (エ) 受付期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能である。
 - (オ) 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むものとする。
- (イ) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとする。
- (ウ) 利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとする。

(3) 受験手数料

- ア 受験手数料は、10,400円とする。受験手数料の払込み方法については、試験案内に記載された方法によること。
- イ 受験手数料の払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

ウ 払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しない。

(4) 問合せ先 一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03-3263-7700）

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいがある者等であって、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みその他の受験に際して必要な措置を希望する者には、障がい等の状況により必要な措置を行う。ただし、申出の時期や障がいの内容等によっては、希望に沿えない場合がある。

(2) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込みを行う前に、必ず5(4)の問合せ先に相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和7年1月29日（水曜日）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示した後、受験者には合否通知書を郵送する。また、合格者の受験番号を掲示する日の午前中に一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--